

特定不妊治療の費用を助成します

岩美町では、特定不妊治療にかかる費用を助成します。下記を確認していただき、該当される方は申請をしてください。

なお、申請窓口は、鳥取市保健所になります。

鳥取県（鳥取市）不妊治療費助成金の申請と併せて行うこととなります。



●助成回数

妻の年齢による制限 (初めて助成を受ける際 の治療開始時の年齢)	①40歳未満 ②40～43歳未満 (平成29年度以降、43歳以上は対象外)
年間助成 回 数	制限なし
通算助成 回 数	① 40歳未満 通算6回 ②40歳以上 通算3回
通算助成 期 間	制限なし
備 考	*助成を受けた後、出産した場合は、これまでに受けた助成回数をリセットすることができる。 助成回数の上限(40歳未満は通算6回、40～43歳未満は通算3回)については、出産後申請にかかる治療を初めて開始する際における妻の年齢による。

*上記の通算助成回数を超えた回数については、特定不妊治療に要した費用又は2万5千円のいずれか低い額を助成。

●助成額

治療内容により、上限10万円(採卵あり)、上限5万円(採卵なし)となります。

平成28年度以降、採卵治療で初回治療のものについては、上限20万円(1組の夫婦につき1回に限る。)

算定基準額から鳥取県不妊治療費助成金を差し引き、その金額と上限額の低い額が助成額となります。

男性不妊治療を同時に行った場合、その治療費を算定基準額の合計に含みます。

●助成制度の利用にあたって

対象者は下記の条件をすべて満たす方になります。

- 1) 夫又は妻のいずれか一方又はその両方が 1 年以上継続して岩美町内に住所を有している方
- 2) 鳥取県（鳥取市）不妊治療費助成金の交付決定を受けた方
★岩美町の特定不妊治療費助成制度を利用される方は、まず鳥取県（鳥取市）不妊治療費助成金の交付決定を受けてください。
★申請先：鳥取市保健所健康・子育て推進課 子育て支援係（鳥取市富安2丁目138番地4 駅南庁舎1階）
- 3) 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない方

●持参していただくもの

- 1) 医療機関が発行する特定不妊治療受診証明書
 - 2) 医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書の写し
 - 3) 夫及び妻の住民票
 - 4) 法律上婚姻をしている事が確認できる書類（戸籍抄本等）
- ※1 住民票で確認できない場合のみ※2 事実婚の場合は、申立書を提出していただきます。
- 5) 初回申請（通算1回目）に限り、婚姻日が確認できる書類（戸籍謄本等）
 - 6) 印鑑
 - 7) 助成金の振り込み口座のわかるもの（預金通帳等）

⇒申請先：鳥取市保健所健康・子育て推進課 子育て支援係（鳥取市富安2丁目138番地4 駅南庁舎1階）



お問い合わせ先：岩美町役場 住民生活課 子育て支援係
0857-73-1415

